

ID: 129

担当部署: 町民課

処分の概要	出産育児一時金の支給
例 規 名根 拠条項	聖籠町国民健康保険条例 第5条第1項
例規番号	昭和34年 条例第10号

## 【根拠条文】

(出産育児一時金)

- 第五条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として三十八万円を支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。第六条第二項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。

## 【基準】

根拠条文に同じ。

附則第7項の特例あり

附則

7 被保険者又は被保険者であった者が平成二十一年十月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第五条の規定の適用については、同条第一項中「三十八万円」とあるのは、「四十二万円」とする。

標準処理期間	30日	
--------	-----	--

備考

設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年	 月	日	
-------	-----------------	---------	---	-------	---	--